

欧米主要国の物価対策

〔要 旨〕

欧米主要国の物価対策をみると、伝統的な総需要抑制策に加え、これを補完しあるいは構造的インフレ要因に対処するため、貿易、労働、産業、独占禁止、所得政策などきわめて多彩な手段が用いられている。もっとも、インフレの主因が程度の差こそあれ過剰需要圧力にある場合が多かったこともあるて、金融・財政両政策による総需要抑制策がその中核をなしている。とくに物価の騰勢が目だった1968年以降は、財政も遅ればせながら緊縮に努め、金融・財政両政策のいわゆるポリシー・ミックスがかなりの実を上げた。

各国の努力にもかかわらず、最近の物価上昇率は異例の大きさとなり、また景気が落着きを示している米英両国においてもその騰勢はなお根強い。こうした物価上昇の激しさと根強さはインフレ心理に基づくところが大きいとみられ、その浸透を許してしまったことに関連して、各国で、対策のタイミングや程度が必ずしも適切でなく、また一貫性を欠く場合もあったことなどが反省されている。

また、O E C D筋などでは、構造的インフレ要因に対して所得政策等長期的政策が必要なことを強調しつつも、多くの国がほぼ完全雇用に到達した結果インフレに陥りやすい経済体質になっている点をふまえ、総需要の管理を適時適切に運営することが物価対策上きわめて重要であるとしている。

〔目 次〕

は し が き

1. 金融・財政政策による総需要の抑制

- (1) 総需要抑制策の活用
- (2) 総需要抑制策の運営
- (3) 総需要抑制策の多様化

2. 所得政策

- (1) 各国の経験
- (2) 所得政策の評価

3. その他の諸政策

- (1) 貿易政策
- (2) 独占禁止政策
- (3) 労働政策
- (4) 農業政策
- (5) その他の補完的物価対策

む す び

はしがき

欧米主要国は1960年代にもそれぞれ何回かのインフレを経験したが、とくに68年以降はほとんどの国が朝鮮戦争以来という激しい物価上昇に悩んでいる。その結果通貨の信認に悪影響が及び、外には昨秋までの国際通貨不安の激化、内にはインフレ心理の浸透を招くに至った。この間、各国とも、金融・財政政策による総需要抑制策をはじめ、所得政策、貿易・労働・産業政策など多彩な政策手段を駆使してインフレ鎮静に努めている。本稿は、60年代の後半を中心に各国の物価対策をふり返ってみたものである。

1. 金融・財政政策による総需要の抑制

(1) 総需要抑制策の活用

欧米主要国におけるインフレが多くの場合過剰需要圧力に起因するものであったため、金融・財政両政策による総需要抑制策は各国のインフレ対策の中核をなし、とくに68年以降その強化が目だっている。すなわち、金融面では、著しい高金利政策が採られたほか、市中貸出規制をはじめとする多くの補完的手段が採用ないし強化された。また財政面でも、歳出削減、増税等によって財政の黒字転換に努める動きが目だった。

各国の物価の騰勢は総じてなお改まっていないが、最近では、引締め効果の浸透によって米英両国等で過剰需要圧力が減退しており、とくに米国では需給バランスがほぼ回復したとの見方が支配的になってきている。かたがた、インフレ抑制の功を急いで景気の大幅後退、大量失業を招くことは政治的に耐えがたいという事情もあって、両国は総需要抑制策に徐々に手心を加えはじめている。

しかし、基本的には両国ともなお同政策を維持する姿勢を示している。これは、インフレ心理の

根強さや最近の賃金上昇幅の拡大などからみて、あまり早めに引締めを解除するとただちに過剰需要圧力が再現するおそれがあるとの判断に基づくものであろう。また両国とも失業率がきわめて低くなっていただけに、その多少の上昇を容認する余地があるという事情もある。米国では、当局自身が本年の失業率は平均4.3%、月によって5%程度に達しようと予想し、この程度はやむをえぬとの態度を示している。また1月に発表された大統領経済諮問委員会の年報は、「本年上半期中経済をほぼ横ばいに推移させればこの間に生産余力が生まれ、それに伴ってインフレ圧力も徐々に弱まろう」とし、多少のデフレ・ギャップを発生させることにより、コスト上昇分を価格に転嫁することをむずかしくし、ひいては企業が賃上げに対して抵抗を強めるよう仕向ける意向を明らかにしている。

(2) 総需要抑制策の運営

近年の総需要抑制策の運営には次のような特色がみられる。

その一つは、いわゆるポリシー・ミックスの進展である。インフレに対処するにあたって財政政策が遅れをとり、金融政策に過重な負担をかけるのみならず、大幅赤字をまかうための国債発行が金融引締めの制約となる例も少なくないことは、かねて問題であった。加えるに、資本自由化の進展につれて、金融引締めが資本の流入を招いてみずから効果を減殺する場合も生ずるに及び、60年代の半ばごろから両政策協調の必要が一段と強調されるようになった。しかし、現実には、西ドイツ(65年)や米国(67~68年)の例にみられるように、金融引締めと積極あるいは放漫財政とが並存する事態がついさきごろまで跡を絶たなかった。もっとも、68年以降になるとさすがに財政の緊縮も本格化し、歳出削減や増税などによって、英國(68年度から)、米国(69年度から)等で財

政がそれぞれ何年ぶりかで黒字に転じ、また西ドイツ、フランス等でも70年度は予算均衡化の努力が払われている。西ドイツで本年になって増税等の追加的緊縮措置が政治的事情から実現を妨げられたという例もなおみられるが、過去の苦い経験に対する反省からポリシー・ミックスがかなり進歩したといってよいであろう。

次に、「不況を伴わずにインフレを抑制する」といういわゆる漸進主義が、多くの国で総需要抑制策運営の基本方針となっている点である。このような方針自体は、戦後の政策理念や各国の政治・社会事情からみて、いわば当然の帰結ともみられる。ただ、政府が漸進主義を標ぼうすることが、景気の先行きに対する一般の懸念を薄れさせ、インフレ心理の根強さにつながると指摘されている点には、十分留意する必要があろう。

(3) 総需要抑制策の多様化

伝統的な金融政策3手段には、効果発現までに時日を要し、かつ効果のほどが予測しがたいという短所もあり、また財政政策にも機動性に乏しいという欠点がある。こうした点を補い、かつ資本自由化等政策環境の変化に対応する必要もあって、多様な補完的政策が実施され、しだいに強化されてきた。ここでは、そのうち主要なものについてみることとする。

(金融関係)

イ. 銀行貸出の規制

60年代後半にはいって欧州諸国で銀行貸出規制を行なう国がふえ、英国、フランス、ベルギー、オランダ、スイス等で実施されている。また西ドイツでも必要とあれば実施することを考慮していると伝えられる。規制の態様、効果は国によって様々であるが、英國の最近の例をみると、政策当局の金融機関に対する要請の形で67年のポンド切下げ時から再開され、現在はロンドン手形交換所加盟銀行等の毎月央の貸出残

高を67年11月央のそれの98%以内に抑えるというかなりきびしいものである。もっとも、強制力がないため必ずしも所期のとおりの効果はあがらず、英蘭銀行は特別預金に対する付利を半減することによってこれを守らせようとしている。またフランスでは、規制枠超過銀行にフランス銀行に対する無利息預金を積ませることとしている。

ロ. 預資金利規制の活用

米国では68年末以降の引締めの過程で、市場金利が著しく上昇したにもかかわらず預資金利を据え置いた。これは、一面住宅金融機関の預金が商業銀行にシフトしないようにとの配慮もあったが、主たるねらいは、大銀行のCD預金を減少させることによってその事業貸付の増加を抑えることにあった。しかし、銀行は、ユーロ・ドラーの取入れ、持株会社等によるコマーシャル・ペーパー発行など新たな資金吸収手段を開発してこれに対処した。連邦準備制度理事会はこうした抜け道を封するため規制を強化したが必ずしも十分とはいえないかった。この間、こうした政策運営に対する銀行の反対が著しく強まり、また効果のほどにも疑問があったこと也有って、本年1月には預資金利の上限を大幅に引き上げた。この米国の経験は、選択的な金利操作にはやはり限界があることを示す例といえよう。

ハ. 短資等の流入規制

西ドイツは、国際收支黒字幅縮小を図ると同時に、外資流入に伴う国内流動性の増大が金融引締め効果を減殺するのに対処する見地から、対非居住者債務についてとくに高率の準備率を課しているほか、かつて、非居住者預金に対する付利禁止(60~69年)、非居住者預金の受入れや対外借入れの許可制(68~69年)などを実施した。また、長期資本の流入防止のため、非居住

者の保有する確定利付債券の利子に25%のクーポン税を課している(ただし、目下廃止を考慮中)。

なお米国でも、前述の銀行のユーロ・ダラー取入れを抑制するため、銀行の自行海外支店に対する債務の一部に準備率を課した。

二. 資本輸出の促進

西ドイツは、上記ハ.と同様の理由から資本輸出を促進した。短資については、ブンデスバンクが市中銀行に有利な条件で米ドルのスワップ売りを行なった。外債発行奨励などの長期資本輸出促進についても、同様の効果をねらったものといわれている。

ホ. 廉蓄の奨励

物価安定のため特別な貯蓄奨励策が実施されている例も少なくない。西ドイツでは50年代末期以来、労働者の財産形成促進というねらいもかねて、貯蓄プレミアム制度(個人の貯蓄預金の一定額に対して政府が特別利子を加算するもの)や税法上の優遇措置が行なわれている。また英国(契約貯蓄制度)、フランス(特別利子加算措置)も昨年あいついで所定の個人預金に対して特別利子を加算する制度を実施した。これらのうち、西ドイツ、英国については長期的政策の色彩が濃いが、フランスの場合は、実施当時目だっていた換物傾向に対処するための短期的政策である点が特徴的である。

ヘ. 賦払信用規制

目新しい制度ではないが、消費の抑制に重点を置いていた英國、フランスをはじめ欧州の多くの国で68年以降盛んに活用され、規制が強化されている。英國、フランスなどでは本規制がかなりの成果を収めているといわれている。

(財政関係)

イ. 増・減税措置

在來の手段であるが、米国で68年から所得税

の10%付加税が実施されたほか、英國でも同年レギュレーター(間接税を上下10%の範囲内で上下しうる政府権限)を発動し、消費財等について10%方増税した。なお、西ドイツの「経済安定・成長促進法」も政府に英國とほぼ同様の政府権限を与えていた。

ロ. 投資免税の撤廃

米国およびオランダは、企業の設備投資促進のために実施していた投資免税措置を、景気抑制の見地から69年に縮小ないし撤廃した。

ハ. 景気調整準備金の活用

西ドイツは再度にわたり歳入の自然增收分を景気調整準備金として積み立て、フランスでも歳出を景気情勢に合わせて増減させる手段として景気調整基金を創設し、69年歳出の一部を同基金へ凍結した。

2. 所得政策

前述のように、欧米主要国における物価対策の中核をなすものは金融・財政政策による総需要抑制である。しかしこスト・インフレの場合に伝統的な総需要政策のみで対処しようとすれば強度の引締めを必要とし、その結果、失業の著増、経済成長の阻害、国際競争力の弱化を招くおそれがあるとの見地から、主要国では60年代にはいるところから、「貨幣所得の増加率そのものに直接影響を与えることによって、コスト上昇の源をコントロールする政策」すなわち所得政策が試みられることがとなつた。

(1) 各国の経験

所得政策の態様は国により、時代によってさまざまである。たとえば実施機関にしても、労・使・中立の各代表から成る委員会によるものもあれば(英國、西ドイツ、北欧諸国等)、政府機関が単独で行なう国もある(米国、フランス等)。また実施方法についても、法律による規制(1963年以

前のオランダ等)から単に一般的な目標を設定するにとどまるもの(米国、スウェーデン等)に至るまで、強弱種々の段階がある。

こうした種々の所得政策のうち、それぞれ代表的と思われる米国、英国およびオランダの経験をふり返ってみよう。

イ. 米 国

米国では62年の大統領経済報告ではじめていわゆるガイドポスト政策を導入した。その骨子は、①産業全体の賃金上昇率は経済全体の生産性のすう勢的上昇率に等しくならねばならず、②生産性上昇率が経済全体のそれをこえるような産業では価格を引き下げるのが望ましく、逆の場合は適当な引上げもやむをえない、という政府の意向表明であった。そして64年の経済報告では生産性のすう勢的上昇率を3.2%と明示した。

62年当時はデフレ・ギャップ解消を目指すケネディ大統領の高度成長政策がスタートして間もなくであり、まだ失業率は6%前後と高く、物価も落ち着いていた。このような段階から、政府が早くもガイドポストを導入したのは、57年前後における苦い経験にかんがみ、賃金・物価問題に対する「公衆の理解を助ける」ことにより、雇用情勢の改善に伴ってコスト・インフレ的傾向が再燃するのを防ごうとの意図に出たものといわれている。もっとも、こうした啓蒙的な方法だけではなく、重要産業の価格引上げを阻止すべく大統領が介入するという、より直接的な手段も併用された(たとえば62年、63年の鉄鋼価格引上げ時)。

60年代前半は「インフレなき拡大」が続いたが、65年後半以降景気過熱傾向が強まるやガイドラインを上回る賃金・価格の引上げが目だち、ガ

イドポスト政策の実効性が疑問視されはじめた。かくして67年の大統領経済報告では数量的ガイドラインが姿を消し、同政策は大幅に後退した。さらに69年になると、体質的に統制をきらうニクソン共和党政権は、まったくこれを放棄してしまった。

ロ. 英 国

英国では、ストップ・アンド・ゴー政策の弊害に対する反省もあって、経済成長を促進しつつしかも物価の安定を保ち国際収支の改善を図ることをねらいとして、所得政策が導入された。その内容は、初期の賃上げ一時停止(1961年7月～62年8月)から出発し、労働党政権成立(64年10月)とともに、価格規制をも包摂する物価・所得政策へと発展していった。現在の政策は、①賃金に関するガイドラインの設定および価格、配当についての行政指導、②個々の賃金・価格引上げに関する物価・所得委員会への事前通告制、③賃金・価格引上げを一定期間(実質上、最長4ヶ月)延期させる政府権限、の三つの柱で構成されている。なお、この間数次にわたるポンド危機もあって、賃金・価格の凍結(1966年7月～67年6月)等のきらにきびしい措置が採られる場合もあった(注1)。

英国の所得政策は、短期的にはそれなりの効果をあげたとみられるが、危機が過ぎると反動的に大幅な賃金・価格の引上げが行なわれる場合が多く、長期的にみれば成功したとはいがたいとの評価が一般的である。

なお、目下政府は、物価・所得政策を大幅に手直しする方針と伝えられ、このほど発表されたその原案(産業労働力委員会<Commission for Industry and Manpower>創設案)では、賃金引

(注1) フランスでも物価の直接統制がしばしば行なわれた。典型的な例は、1963年9月～66年1月の「安定化計画」(Plan de Stabilisation)における物価の凍結であるが、後にそれが緩和されて現在実施中の「計画契約制度(Contrat de Programme)」となった。同制度は、製品価格引上げを希望する企業が大蔵省に賃金・生産・設備投資等に関する計画を提出し、これが妥当と判断された場合に価格引上げが認められるものである。

上げに関する前記延期権限の廃止など政府の介入をかなり縮小する一方、独禁政策との一体化が図られている（「要録」参照）。

ハ. オ ラ ン ダ

オランダは45年、戦後の復興過程をスムーズにする目的でいちはやく所得政策を実施し、英國、フランス等の所得政策の原型となったといわれている。また同国は所得政策が長期間にわたってある程度の成果をあげた数少ない例の一つであるとされている。しかし、同国でも、所得政策は法律による規制（63年以前）からより弱い規制ないし勧告へと漸次変化し、68年以降労使の賃金交渉に対する政府の直接介入は停止された。これには、「所得政策は説得ないし世論喚起策にとどまるべきである」との思想に基づく面もあるとされているが、やはり直接的介入がしだいに限界に立ち至ったことによる面が大きい。すなわち、完全雇用状態の下では、政府が協定賃金に関してガイドラインを定めても、協定外賃金の増大を通じて実収賃金は大幅に上昇してしまうという事情があった。たとえば、65年の賃金上昇率について政府は4.7%とする旨労使に提案した。しかし、労働組合側はこれを不満とし、結局5%という線で一応の妥協が成立したものの、実収賃金上昇率の実績は9%の高水準に達した。

（2）所得政策の評価

所得政策については、①説得による効果には限界があること、②法律等により協定賃金の抑制に成功しても協定外賃金の増加まで押えることはむずかしいこと、などから、その有効性に疑問を持つ向きも多い。事実、過剰需要圧力の強いブーム期には所得政策を維持することがきわめてむずかしいことは、上述の経緯の示すとおりである。また、分配率や個別価格に介入することによって市場原理をゆがめ、資源の最適配分を防げるおそれがあるという批判もある。たとえば、フリード

マンはこの点を強調し、「抑圧されたインフレ（suppressed inflation）は開放されたインフレ（open inflation）より悪い」としている。

しかし、コスト・インフレに対処するためには、多かれ少なかれ所得決定に直接影響を及ぼす手段が必要との見方もなお少なくない。ニューヨーク連銀のヘイズ総裁のように、その啓蒙効果を評価して説得的所得政策の復活を主張する向きもある。また、OECD筋にも同様の見地から、所得政策に関する議論を中期経済計画や所得配分、社会保障制度、低所得層の地位向上といった問題と関連させ、労使双方がこれに關して適切な議論をたたかわすことが望ましい、との意見がみられる。

以上のように所得政策に対する評価は定まっていない。このため、現実にも、上記のように米英等で同政策が後退する一方、従来これに關心の薄かった西ドイツが「経済安定・成長促進法」でガイドライン政策を導入し、カナダも所得政策の採用に踏み切るなど、各国の動きは区々である。

3. その他の諸政策

総需要抑制策を補強し、また構造的インフレ要因に対処するため、各国とも貿易、労働、独占禁等広範な分野にわたる政策を活用している。

（1）貿易政策

輸入促進および輸出抑制策は物価対策の有力な一環として多くの国で実施された。そのねらいは、国内需給を緩和させることにより、需要超過を背景とする物価上昇圧力そのものを減殺し、また賃金等コスト上昇分の価格への転嫁を困難ならしめる点にある。

輸入促進策としては輸入規制の緩和と関税引下げがまずあげられ、イタリアの食料品、綿製品の輸入割当緊急増加（62～63年）、オーストリアの輸入割当制度撤廃繰上げ・関税引下げ（64年）等

幾多の例が指摘できる。最近の動きとしては、カナダが69年6月にいわゆるケネディ・ラウンドによる関税引下げを繰り上げて実施したのが目だつ(平均3%ポイント、72年1月実施分を約2年半繰上げ)。引下げの中心は「化学、プラスチック、機械など、需給ひっ迫が激しいためコスト上昇が容易に価格に転嫁されている品目」(ベンソン蔵相)であった。スイスも本年3月から同様の繰上げを実施した。

以上の諸例は主として国内需給の緩和を通ずる効果をねらったものであるが、62年に西ドイツが自動車のE E C域内関税を大幅に引き下げたのは、フォルクスワーゲンの価格引上げを撤回させるためであり、管理価格対策を主眼としたものとして注目される。

一方、輸出抑制策としては、スイスが本年2月に発表した輸出預託金制度案がある。同制度は、農産物を除く全輸出につき、輸出業者から一率に輸出額の5%相当額を中央銀行に無利息で預託させるというものであり、目下検討中である。

さらに輸入促進、輸出抑制を同時にねらったものとして、西ドイツが68年11月に実施した4%の輸出入調整金制度があげられる。これは、輸出については付加価値税の払いもどし額を減らし、輸入について輸入課徴金を減らすというもので、適用外とされた農産物以外の貿易について事実上マルク切上げと同様の効果をもつものといえよう。ただ、本措置は切上げと違って状況の変化に応じて簡単に撤回しうるという機動性があり、当時同国当局もこの点を本措置の利点としてあげていた。同制度実施によって輸出物価は上昇したが、外需がきわめておう盛であったため輸出抑制効果はほとんどみられなかった。同国はその後69年10月に至って、マルク平価切上げに踏み切った。これが内外諸般の情勢を総合的に勘案した結果採られた措置であることはいうまでもないが、

ブンデスバンクのプレッシング前総裁が、「他国のインフレが輸出増加を通じて自国に波及するのを防ぐためには、切上げもやむをえないと考えるに至った」と語ったように、いわゆる「輸入されたインフレ」に対処することを主眼とするものであったのは明らかである。切上げ後輸出受注は減少傾向を示しはじめているが、内需のおう盛から景気過熱は依然改まらず、物価も輸入物価の若干の低下(10~12月2.3%)も響かずむしろ騰勢を強めている。このように、目下のところ実体経済面では切上げ効果はまだあまり現われていないが、西ドイツ当局では今後徐々に浸透していくものとみている。

(2) 独占禁止政策

独占ないし寡占による管理価格の発生を防止するという意味で、独占禁止政策は構造的物価対策の一つである。各国の独占対策は50年代にはあいつぐ禁止立法にみられるように総じて強化の方向にあった。しかし、60年代になると西欧諸国では、貿易・資本自由化の進展に伴う国際競争とくに巨大米国企業との競争激化に対処して、企業規模を拡大する必要に迫られるに至った。また、こうした状況の下では、国内企業集中の結果管理価格が発生する懸念も比較的少ないと判断もあって、西ドイツの独占禁止法弾力化(65年7月)、英国の産業再編成公社および鉄鋼公社の設立による合併促進(67年1月、7月)等にもみられるように、西欧諸国は概して従来の企業集中排除政策を緩和する方向に向かっているようである。

もちろん、国際競争が激しいといつても、企業集中を容認した結果問題が生じないとはいきれない。したがって、一方では各国とも販売面における競争維持に十分配慮し、とくに、再販売価格維持行為(RPM)の禁止には力を入れている。英国では、1956年制限的取引慣行法で生産者が協定して集団的にRPMを課することを禁止していた

が、64年の所得政策強化とほぼ時を同じくしてRPM規制法を制定し、生産者が単独個別に行なうRPMをも禁止した。フランスでも60年には、生産者が商品の最低販売価格を維持・強制することを禁止している1945年価格規制法について、解釈基準の明確化、罰則の強化が図られた。このほか西ドイツ、オランダでも同様にRPMの禁止を推進している。

この間、米国のみは伝統的な独占禁止政策の路線にあまり変化がなかった。国内市場が広大で企業規模が国際的にみてもすでに十分大きく、西欧のように国際競争力強化を目的とする合併が問題にならない事情があったからである。それだけに同国では主要業種の寡占による管理価格が従来から論議を呼んでおり、反トラスト法の運用が政府の重要な施策となっているが、最近では新しい合併のタイプとしてコングロマリット(異業種企業の合併)が関心を集めようになった。同国の反トラスト法上はコングロマリットは容認されているが、ニクソン政権は発足以来コングロマリットが経済力の集中により広範な市場支配を目指す点を重視^(注2)し、なんらかの規制を検討中と伝えられる。

(3) 労働政策

全般的に労働力不足傾向の強い欧米諸国では、景気拡大の過程でしばしば労働力のボトル・ネックが物価上昇の要因として働いた。このため当然の結果として、労働力の確保ないしは高生産性部門への労働力シフト等をねらった政策が物価対策の見地からも重視されてきた。こうした政策の一つは労働移動促進策であり、いま一つは職業訓練、労働組合対策など労働の質ないし労働関係にアプローチするやり方である。

労働移動促進対策は、国際的なものと国内的なものとに分けられる。前者は西ドイツ、スイス、オーストリア等西欧諸国で行なわれている外国人労働力の流入促進である。西ドイツでは、この政策はEECの発展もあってかなりの成功を収め、労働力需給のひっ迫緩和を通じて、物価安定の一つの要因となってきたとされている。同国では現在労働人口の約7%、160万人がイタリア人をはじめとする外国人労働者である。またオーストリアでも労働力が不足するたびに移民枠を拡大するなどの施策を探ってきた。もっとも、スイスのように経済規模が小さい国では移民急増による消費・住宅需要の増加が一時的にもせよかえって物価安定に反する結果となつたため、移民受入れを中止した例もあった。

国内における労働力流動化促進の試みのなかで最も注目すべきは、英国の選択的雇用税(66年実施)であろう。同税は、サービス部門等で事業主に労働者1人当たり一定の雇用税を課す一方、製造業では逆に一定のプレミアムを与えることによって、サービス業から生産性の高い製造業への労働力移動を図り、国全体の生産性向上ひいては物価安定を期待するものである。フランスの国家雇用基金制度(63年)も同様国内労働力の流動化対策である。その骨子は、転職のために移住する労働者に対して最低保証賃金の4~12か月分の移動手当を支給するというものである。このほか米国でも、1965年人材開発訓練法に基づき、不況地域からの転出者に移動手当を支給している。もっともこれら国内労働力の流動化対策は必ずしも効果的であるとはいがたい。英国の選択的雇用税については、労働力の適正再配分にさしたる効果をあげてないと批判が少なくなく、またフラン

(注2) 1970年経済報告では、「コングロマリットはある業種での利益を他の業種の販売促進や価格競争に転用することができ、漸進的に市場支配を通じて競争を減退させる。またコングロマリットは傘下の部門が他の部門から供給を受けることを義務づけるため、競争の一部を排除することになる」と述べている。

スの国家雇用基金等についても効果のほどは明らかではない。

労働政策の第2の範ちゅうのうち、職業訓練の拡充強化にとくに力を入れてきたのは、熟練労働需給のひっ迫と10代、黒人を中心とする未熟練労働者の高失業とが並存する米国である。米国の場合、主たる関心は黒人等の失業対策にあるとみられるが、職業訓練によってこれらが熟練労働力の不足を補い、また流動性を高めれば、おのずから物価対策としての効果も期待しうる。ニクソン政権はこのほど1969年職業訓練法改正法を提案し、州地方政府に大幅な資金と権限を与え地域ごとのきめ細かい対策を打ち出すこととした。

次に、物価上昇の一因である過度の賃上げの背景には労働組合の交渉制度や制限的慣行があるとし、その改革を企てた例もある。英国政府は、立法化には至らなかったものの69年1月、労働白書で、①組合交渉制度の改革(たとえば組合員過半数の支持を得ていない非公式ストの一定期間中止)、②制限的労働慣行の打破(とくにその基盤となっている職種別組合の整理統合・改組)を提案した。

(4) 農業政策

各種産業政策も物価対策の有力な一環となりうるであろう。ここではその代表的なものとして農業政策について例をE E Cにとってみるとこととする。E E C域内諸国の農産物価格は生産過剰にもかかわらず上昇している(63~68年、フランス、西ドイツ両国とも7.9%アップ)。これは、E E Cの域内共通農業政策によって域内最大不足地域の卸売価格を基準にして各農産品の価格支持が行なわれているためであるが、その結果すでに在庫が膨大な量に達し、財政負担の面でも限界に近づいている。

こうした状況を開拓するために68年末に提案されたいわゆるマンスホルト案は、価格支持政策か

ら農業構造改革への大胆な転換を内容とするもので、物価政策の観点からも注目されている。その骨子は、過剰農産品目については需給が均衡するまで価格引上げを認めず、とくに過剰が著しい麦、砂糖等一部品目の価格を引き下げるとともに、「離農奨励金」を支給して農業労働力を半減させ、同時に経営規模の拡大を助長する、というものである。

もっとも、69年4月のE E C理事会で麦、砂糖等の価格引下げが否決されるなど、同案の前途はなお多難とみられる。しかし、すでに価格支持政策が限界に近づきつつあることは明らかで、今後E E C共通農業政策はおそらく早かれ同案の示す方向に進まざるをえず、それに伴って農産物価格の低下と労働力シフトの両面から物価安定効果が出てくる、というのがおおむねの見方である。

(5) その他の補完的物価対策

上記のほかにいくつかの補完的物価対策がみられる。政府が資材の調達・管理に当たり、これを物価対策とからめて実施するのはその一つである。米国のジョンソン政権は、65年に銅、アルミの建値引上げを阻止するため、大統領の引下げ勧告とあわせて国防備蓄分の銅、アルミを各20万トンずつ市場に放出し、これを撤回させた。また68年夏の鉄鋼メーカー建値引上げに際しても、政府は値上げメーカーからは購入しないと圧力をかけ、小幅の値上げにとどめさせている。

第2は流通機構の合理化である。物価上昇にはサービス価格の上昇が大きく影響していることにかんがみ、商品価格に含まれる流通費用の圧縮を図ることは有力な物価対策となるとの観点から力を入れている国が少なくない。

フランスは63年の総合物価対策の一環として、①財政資金援助による店舗集中近代化(具体的にはフランス商工中央金庫による、流通サービス部門に対する貸付期間延長、貸付枠増大)、②農産

物の卸売段階までの組織化援助、③安定価格業界への税制上の優遇、などを実施した。イタリア、オランダでも同様にスーパー・マーケット化促進などによる流通市場の近代化が物価対策の面から打ち出されている。

このほか消費者保護行政の中にも物価対策の意図を含む例がみられる。西ドイツが64年に設立した商品検定機関(Stiftung Warentest)は、品質競争の促進によって実質的価格引下げを図ることがねらいであった。従来から正当包装表示法が施行されているなど消費者保護が進んでいる米国においても、ニクソン政権が新たに消費者保護法および商品検定法を提案しているが、そのねらいの一つとして、「消費者が十分な情報を与えられていないため、割高な商品を購入することのないようにする」とともあげられている。

む　す　び

以上みてきたような各国の努力にもかかわらず、最近の物価上昇率は異例に大幅となり、また米英両国のように景気が落着きを示している国でもなお根強い騰勢が続いている。もちろん、過剰需要圧力の軽減に伴ってコスト上昇分の価格転嫁もしだいにむずかしさを増しつつあることは、米

国の企業収益減退などからもうかがわれ、政策効果が徐々に浸透しつつあることは疑いないであろう。しかし、物価が落着きを取りもどすまでにはなおかなりの時日を要するとみられている。

こうした物価上昇の激しさと根強さとの背景には種々事情があろうが、インフレ心理が一つの大いな要因となっていることはいなみがたい。その意味で、インフレ心理の浸透は未然に防がなければならぬということこそ、最近の世界的インフレの最大の教訓であろう。この点に関連して、各國で、対策のタイミングや程度が必ずしも適切でなく、また一貫性を欠く場合もあったことなどが反省されている。

また、主要国では、ほぼ完全雇用に到達した結果、労働需給の引き締まりを映して賃上げ圧力が強まり、しかもそれが需要・コスト両面から物価上昇につながりやすい環境になっている点も見のがせない。この点O E C D等では、構造的インフレ要因に対する所得政策等長期的対策の必要性を強調しつつも、経済の体質がインフレに陥りやすくなっている点をふまえ、総需要の管理を適時適切に運営して景気のブーム化を回避することが物価対策上きわめて重要であるとしている。